



「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に関する特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に関する特別相談窓口」を、2025 年 10 月 9 日(木)、東京都の全営業店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
八王子支店	東京都八王子市横山町 2-5	042-646-3131
上野支店	東京都台東区上野 1-10-12	03-3834-0111
大森支店	東京都品川区南大井 6-26-3	03-3763-1251
京浜島出張所	東京都大田区京浜島 2-10-2	03-3799-0331
押上支店	東京都墨田区業平 3-10-8	03-3624-1161
新宿支店	東京都新宿区西新宿 6-11-3(副都心営業部内)	03-3340-1551
深川支店	東京都江東区木場 5-11-17	03-3642-7131
東京支店	東京都港区芝大門 2-12-18	03-3437-1231
池袋支店	東京都豊島区南池袋 1-21-10	03-3988-6311
渋谷支店	東京都新宿区西新宿 6-11-3(副都心営業部内)	03-3340-1551
神田支店	東京都中央区八重洲 2-10-17(本店営業部内)	03-3272-6111
新木場支店	東京都江東区木場 5-11-17(深川支店内)	03-3642-7131
新木場営業所	東京都江東区新木場 1-18-6	03-5569-1711
本店営業部	東京都中央区八重洲 2-10-17	03-3272-6111
スタートアップ営業部	東京都中央区八重洲 2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 26 階	03-6695-6770

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

資 金 使 途	令和7年台風第22号に伴う災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。